

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

令和9(2027)年4月採用職員【募集要項】

《 2026年 7月31日(金) 締切 》

職業能力開発職 (新卒・未経験)

1 募集内容

(1) 職業能力開発職

■採用予定数

60名程度

※2027年4月採用における職業能力開発職(新卒・未経験、実務経験3年以上10年未満、実務経験10年以上)の採用予定者の総数です。

■職務内容

【雇入れ直後】

就業の場所における、離職者、在職者等に対する職業訓練指導業務及び職業訓練に関する付随業務

【変更の範囲】

就業の場所における、離職者、在職者等に対する職業訓練指導業務及び職業訓練に関する付随業務(ただし、出向に係る規程に従って出向を命じることがあり、その場合は出向先の定める業務)

■募集分野

機械、電気、電子情報、建築

■応募資格

2027年4月1日(採用予定日)において32歳以下の方で、募集分野に関連する四年制大学の学科を2027年3月末までに卒業している方又は卒業見込みの方

※ 四年制大学には、職業能力開発総合大学校及び職業能力開発大学校応用課程を含みます。

※ 募集分野に関連する学科については、別紙1「募集分野に関連する学科等について」を参照してください。

なお、次のいずれかに該当する方は関係法令により職業訓練指導員免許を受けることができないため、応募できません。

- ・ 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- ・ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

※ 未経験者(実務経験3年未満)、経験者(実務経験3年以上又は実務経験10年以上)の応募要件を満たしているかについては別紙2「職業訓練指導員(職業能力開発職)の採用に係る応募資格等について」を参照してください。

■採用予定日

2027年4月1日

(2) 留意事項

- ・ 採用後は、当機構の施設間において転勤(原則として、希望するブロックを中心に転勤)があります。
- ・ 応募資格として一定の年齢制限を設けております。これは長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、新規学卒者等の特定の年齢層の労働者を対象として募集及び採用を行うためです。

2 待遇

(1) 契約期間

期間の定めなし

(2) 試用期間

採用の日から6か月(試用期間中も待遇は変わりません)

(3) 給与

俸給は、職員給与規程に基づき、最終学歴・実務経験等を考慮して決定します。

【2026年4月新規大卒採用者の例】※月額 275,700円～311,541円

【2026年4月新規大学院卒(修士)採用者の例】※月額 285,400円～322,502円

■指導員養成研修期間中(6か月又は1年)の月額見込み(地域手当込み)

月額 269,000円～303,970円

■指導員養成研修修了後の月額見込み(地域手当込み)

(能開大卒採用者向けの6か月研修修了後) 月額 275,700円～311,541円

(一般工科系大卒採用者向けの1年研修修了後) 月額 279,700円～316,061円

※ 職業能力開発大学校修了者(職業訓練指導員免許未取得者のみ)、一般工科系大学卒業者については、採用後、職業訓練指導員として職業能力開発施設等で普通職業訓練の指導ができる技法・技能等を習得する指導員養成研修(6か月又は1年)を受講いただきます。

※ 上記の月額は「俸給+地域手当」の合計です。地域手当は勤務地により異なります(0%～13%)。

※ 俸給は募集分野に関する実務経験等に応じて加算されます。ただし、指導員養成研修の受講者は研修(6か月又は1年)修了後に加算します。

(4) 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当 等

(5) 昇給

年1回

(6) 賞与

年2回(2025年度実績 4.65カ月)

(7) 就業の場所

【雇入れ直後】

全国にあるいずれかの職業能力開発促進センターまたは訓練センターとなります。

【変更の範囲】

全国にある下記(1)～(4)の施設間で転勤があります。

(1)職業能力開発促進センター、訓練センター

(2)職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

(3)国立職業リハビリテーションセンター(埼玉県)、

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター(岡山県)

(4)機構本部(千葉県千葉市)

※ 勤務地は、希望ブロック調査結果に基づき、原則として、希望ブロックを中心に配属します。

ただし、施設の人員構成等の事情により、初任地が希望ブロック外となる場合があります。

また、キャリア形成等のための希望ブロック外施設への異動を実施します。

※ 職業能力開発職の配置・異動ルールについては、当機構ホームページに掲載する「職業能力開発職のキャリアについて」(<https://www.jeed.go.jp/jeed/recruit/om5ru800000002wl-att/ledngs00000063vz.pdf>)をご確認ください。

※ 詳細については当機構ホームページ(<https://www.jeed.go.jp/location/index.html>)をご参照ください。

(8) 勤務時間

8:45～17:00(勤務場所によって若干異なる場合があります)

(9) 休憩時間

12:15～13:00(勤務場所によって若干異なる場合があります)

(10) 時間外労働

あり(2024年度実績 月平均 6.5時間)

(11) 休日・休暇

週休2日制(土曜・日曜)、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、年次有給休暇(年間20日)、特別休暇(夏季、結婚、忌引、産前・産後等)、育児休業制度、介護休業制度等

(12) 福利厚生

各種社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険)、財形貯蓄制度、職員宿舎等

(13) 定年等

次のとおり段階的に定年年齢を引き上げる予定としています。

2025～2026年度 62歳 / 2027～2028年度 63歳 / 2029～2030年度 64歳 / 2031年度 65歳

※ 定年後、希望により70歳まで再雇用制度あり。

(14) 研修制度

新規採用職員研修、職業訓練指導員研修等の各種研修あり。

【新規採用職員研修(全職種共通)】

機構職員としての自覚と責任を認識し、必要な基礎的知識を習得するために、入構後約1週間、全職種共通で実施する研修があります。

【職業訓練指導員養成研修】

職業訓練指導員免許未取得者は指導業務に必要な職業訓練指導員免許を取得するために6カ月間から1年間の指導員養成研修を受講していただきます。

なお、修士の学位取得が可能な職業能力開発研究学域を受講することも可能です(ただし、職業能力開発研究学域は別途選考試験があり、職業能力開発研究学域に係る受講経費等は自己負担となります。)

(15) 受動喫煙防止措置

屋内禁煙

3 応募方法

(1) 応募書類

下記①～③の応募書類について、【JEED キャリアガイド Web 版】の「採用情報」ページに掲載している、**職業能力開発職(新卒・未経験用)の「応募書類(JEED 様式)※Excel 様式」**により作成してください。

① 履歴書・自己紹介書

※以下の点に注意してください。

- ・ 応募分野に関わらず、「障害者職業訓練職に対する興味・関心の有無」について記入してください。
- ・ 応募分野で「機械」を選択した場合、「溶接に対する興味・関心の有無」について記入してください。
- ・ 応募分野で「電気」又は「建築」を選択した場合、「ビル管理に対する興味・関心の有無」について記入してください。

※「@yahoo.com」のアドレスからのメールは、JEED のサーバの仕様により**受信できません**。

② 職務経歴書(職歴のある方のみ)

③ 作文

④ 成績証明書(原本)

⑤ 卒業(見込)証明書(原本)

⑥ 履修内容(一般教育科目以外)に関する履修当時のシラバス

※ **①～③及び⑥の書類は電子データ、④～⑤の書類は郵送で提出**することとし、提出方法は下記(2)を参照してください。

※ 大学院修了(見込)者は、④～⑥について大学及び大学院のものを提出してください。

※ 職業能力開発総合大学校卒業(見込)者で、指導力習得コースを履修している場合は、⑥を指導力習得コースの成績証明書で代えることができます。

※ ⑥履修内容(一般教育科目以外)に関する履修当時のシラバスはインターネットで確認できる場合でも、提出が必要です。

※ 応募書類は、原則返却いたしませんのでご了承下さい。また、提出していただいた個人情報、当機構の採用活動及び採用後の雇用管理以外の目的で使用することはありません(採用に至らなかった方の個人情報は、採用選考終了後、情報漏洩のないよう適切な方法で破棄します)。

(2) 提出方法

上記(1)の応募書類を下記の方法でご提出ください。

■ 電子データの提出方法

- ① 提出する**応募書類の Excel ファイル名を「能開職・〇〇〇〇(氏名)・応募書類(JEED 様式)」**としてください。

(例) Excel ファイル名
能開職・幕張太郎・応募書類(JEED 様式)

- ※ Excel は必ず .xlsx で提出してください
(他の拡張子は受付できません)。



- ②履修内容(一般教育科目以外)に関する履修当時のシラバスを **PDF ファイル化**し、
ファイル名を「**能開職・〇〇〇〇(氏名)・シラバス**」としてください。

※表紙(指定様式)の氏名を記載し、確認希望欄に○をつけてください。

※シラバスは表紙→成績証明書に記載された科目の順に並べてください。

- ③ 作成した Excel ファイルは以下のイからロのいずれかの方法で提出してください。

イ. 提出用クラウドサービスを利用

下記の URL(提出用クラウドサービス)にアクセスしてください。

<https://jeed-box.ent.box.com/f/28b659210e1c47be802f0af8b8dd6df3>

応募書類の Excel ファイルを画面の指示に沿ってアップロードしてください。

アップロードが正しく完了すると、アップロード完了画面が表示されます。

ロ. 電子メールを利用

下記のメールアドレスあてに送付してください。

saiyou@jeed.go.jp

メール件名を件名「**能開職・〇〇〇〇(氏名)・応募書類提出**」としてください。

(例) メール件名
能開職・幕張太郎・応募書類提出

※指定のメール件名でご提出いただけない場合は、受信できない可能性がありますのでご注意ください。

■ 郵送する書類の提出方法

総務部人事課人事第五係へ送付してください。

《送付先》

〒261-8558 千葉市美浜区若葉3-1-2(高度訓練センター内)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
総務部人事課人事第五係 あて

※ 封筒に「応募書類在中」と朱書きしてください。

※ 簡易書留やレターパック等、追跡できる方法で送付してください。

■ 提出に係る留意事項

※ JEED キャリアガイド Web 版の採用情報ページに「**応募書類提出用マニュアル**」を掲載しています。

概ね 5~10分程度でご提出いただけますが、時間に余裕をもってご提出をお願いします。

※ 「**@yahoo.com**」のアドレスからのメール受信は、JEED のサーバの仕様により**受信できません**。
(「**@yahoo.co.jp**」は受信可能です。)

- ※ 履歴書に記載いただく電子メールアドレスは、受験案内や試験結果の通知等、当機構から採用関係で必要な連絡をする場合に使用いたしますので、間違いのないように入力してください。
- ※ 添付ファイルが開ける電子メールアドレスを記載してください。
- ※ 採用関係以外の目的では使用いたしません。

(3) 応募期間

2026年6月1日(月) ~ 2026年7月31日(金)17時00分 必着

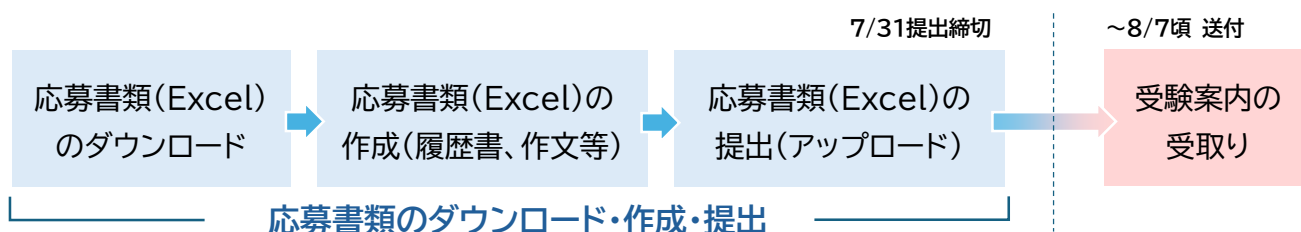
- ※ 応募期間以外に応募書類の提出があった場合は、原則無効となります。
- ※ 郵送による応募書類は、2026年7月31日(金)消印有効です。

(4) 受験案内の送付

2026年8月7日(金)頃までに受験案内を電子メールにて応募者あて送付いたします。

- ※ 受験案内等は「saiyou@jeed.go.jp」の電子メールアドレスからお送りする予定です。

【応募書類の作成・提出～受験案内受取りまでの流れ】



4 選考方法

(1) 第一次試験

■ 内容

書類審査及び基礎能力試験(WEB 受験: TG-WEB)

基礎能力試験は、言語・数理・論理等に関する出題となり、下記期間内に指定する Web サイトにて受験していただきます。なお、受験にはインターネットに接続できるカメラ付きパソコン環境をご準備ください。詳細につきましては、受験案内を送付する際にお知らせいたします。

■ 基礎能力試験(WEB 受験)試験期間

2026年8月8日(土)から 2026年8月12日(水)17:00まで(この時間を過ぎると受験できません)

(2) 第二次試験

■ 内容

専門試験、説明力確認試験、面接試験

■ 日時

2026年9月1日(火)から2026年9月11日(金)のうち、いずれか当機構が指定する日時

※詳細は、第一次試験合格者あて通知します。

■ 試験会場

4会場での実施を予定しています。履歴書の「受験希望会場」欄にて、必ず選択してください。

〔千葉会場：JEED本部 宮城会場：仙台市内 大阪会場：大阪市内 福岡会場：福岡市内〕

※ 各会場の詳細は、第一次試験合格者あて通知します。

※ 応募書類提出後の受験希望会場の変更には応じられませんので、ご注意ください。

※ 応募者多数により各会場の定員を超える場合は、上記の日程、会場以外でのご案内となる場合がございますので、予めご了承ください。決定した試験日時・会場は、メールでお知らせする受験案内をご確認ください。

5 留意事項

- ・ 受験等に要する交通費、宿泊費等は自己負担となります。
- ・ 選考中又は内定から採用までの間等を問わず、下記の場合は合格又は内定を取り消します。
 - ① 応募資格がないことが判明した場合
 - ② 応募にあたって重要な経歴を偽った場合
 - ③ 採用選考において不正な手段をとったことが確認された場合
 - ④ 心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認められた場合
 - ⑤ 反社会的行為等の機構職員に必要な適格性を欠くと認められる行為が確認された場合
- ・ 機構職員は「理事長の許可を得ないで他の業務につくこと。」は「禁止行為」とされています。兼職(いわゆる副業)については、規定の手続きに基づき、理事長に許可を得る必要があります。

(兼職の例)

- 官公庁等の公的機関からの要請に基づき委員等の業務を行う場合。
- 大学等の教育機関からの要請に基づき非常勤講師等の業務を行う場合。

- ・ 当機構では、採用試験のみならず、施設見学や内定式等の場においても、就活ハラスメント防止に努めています。万が一、該当する行為を受けた場合は、下記6のお問い合わせ先までご連絡下さい。

また、外部機関への相談を希望される場合は、所属大学のキャリアセンターや、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)等へご相談ください。

(ハラスメントの例)

- 食事やデートへの執拗な誘い
- 性的な冗談やからかい
- 性的な事実関係に関する質問

※ 参考:厚生労働省 HP【就職活動中の学生等に対するハラスメントの防止について】

○就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談ください!

○就活ハラスメントで困っていませんか?(あかるい職場応援団サイト)

6 本内容に係る問い合わせ先 ※職業能力開発職

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(<https://www.jeed.go.jp/>)

〒261-8558 千葉市美浜区若葉 3-1-2 総務部人事課

TEL.043-213-6129、6176(平日9:15~17:30)

E-mail saiyou@jeed.go.jp